

「ねんきんネット」による 年金記録の見方

- ご自身の年金加入記録が一覧で確認できるほか、加入制度ごとの詳細な記録や年金見込額を確認することができます。
- 記録に「漏れ」や「誤り」がある場合（共済加入記録を除く）は、お近くの年金事務所にお越しいただくか、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。
- ※ この年金記録は「更新年月日」欄に記載されている日時点の記録になります。
- ※ 年金加入記録が非常に多い場合、本サービスでは全ての記録を表示することができない場合があります。
その場合、備考欄にその旨表示されますので、その際はお手数をおかけしますが、お近くの年金事務所でご確認ください。

ご不明な点がございましたら、
お近くの年金事務所もしくは「ねんきんダイヤル」へ
お問い合わせください。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからは03-6700-1165)

月～金曜日：午前8：30～午後5：15

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

※ 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

1 各月の年金記録

※以下の画面はイメージです。

各月の年金記録

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和47年度	20歳	/	/	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年
昭和48年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
昭和49年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭和50年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和51年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	船保	船保	船保	船保	船保	船保	船保
昭和52年度	25歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	重複	重複
昭和53年度	26歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	未加	未加	未加	未加
平成21年度	57歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成22年度	58歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	国年	国年	国年	国年
平成23年度	59歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

※共済組合員等記録に関する加入履歴は反映されておりません。現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により、記録の確認を行っているところです。確認作業が終了するまでの間は、各月の年金記録には、共済組合員等記録を表示しないこととさせていただきます。

黒色の文字表示について

表示	説明
国年	国民年金に加入していた月の表示です。
厚年	厚生年金に加入していた月の表示です。
船保	船員保険に加入していた月の表示です。 ※ 船員保険は昭和61年4月に職務外年金部門が厚生年金に統合されたことから、昭和61年4月以降は、厚生年金への加入となっています。
/	20歳未満または60歳以上の期間で、どの年金制度(厚生年金・船員保険)にも加入していない月の表示です。
(空白)	この年金記録の更新年月日より後の月は空白となります。 (更新年月日前に保険料が前納されている月は表示されます。)

色付きの文字表示について

表示	説明
未加(赤色)	国民年金、厚生年金等に参加していなかった月の表示です。 (共済組合等に参加している場合も、「未加」と表示されます。)
国年(赤色)	国民年金の保険料が未納や免除になっている月の表示です。
国年(茶色)	国民年金の保険料が未納や免除になっている月のうち、この年金記録のデータ更新日時時点では、まだ納付できる月の表示です。
厚年(赤色)	厚生年金に加入していた月のうち、同一事業所内(取得年月日から喪失年月日の間)での標準報酬月額が前月と比較して5等級以上差が生じている月の表示です。
重複(赤色)	複数の年金制度(共済組合等除く)に参加していた月の表示です。記録の補正が必要となる場合がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
* (赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、各月の納付状況の内訳を収録できなかった年度の表示です。 「加入期間の情報」の画面では、この年度の納付月数等も含めて計算されております。この年度の各月の納付状況等の確認は、お近くの年金事務所でご相談ください。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

2 加入制度ごとの記録(国民年金)

〈免除記録以外の表示について〉

※以下の画面はイメージです。

国民年金の年金記録

年度	年齢	月別納付状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和47年度	20歳	/	/	/	/	/	/	納付	納付	納付	未納	納付	納付
昭和48年度	21歳	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替	未替
昭和49年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭和50年度	23歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
昭和51年度	24歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
昭和52年度	25歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	重複	重複
昭和53年度	26歳	/	/	/	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加
平成21年度	57歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成22年度	58歳	/	/	/	/	/	/	/	/	3号	3号	3号	3号
平成23年度	59歳	納付	納付	納付	納可	納可							

色付きの文字表示について

表示	説明
未納(赤色)	国民年金保険料を納めていない月の表示です。納付期限(※)から既に2年が経過しているため、時効により納めることができない月が、赤色で「未納」と表示されます。
納可(茶色)	国民年金保険料を納めていない月の表示です。この年金記録のデータ更新日時時点で、まだ納めることができる月が、茶色で「納可」と表示されます。
未加(赤色)	国民年金、厚生年金等に参加していなかった月の表示です。(共済組合等に参加している場合も、「未加」と表示されます。)
重複(赤色)	複数の年金制度(共済組合等は除く)に参加していた月の表示です。記録の補正が必要な場合がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
3号未(赤色) <注>	第3号被保険者期間のうち、その届出が遅れたこと等により、保険料納付済期間として取り扱われない月の表示です。
* (赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、各月納付状況の内訳を記録できなかった年度の表示です。「加入期間の情報」では、この年度の納付月数等も含めて計算されています。この年度の各月の納付状況等の確認は、お近くの年金事務所にご相談ください。
未替(赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、記録できなかった年度がある場合に表示します。この記録については、補正が必要となりますので、お近くの年金事務所にご相談ください。

※ 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により保険料は納付できなくなります。

<注> 第3号被保険者期間について

第3号被保険者期間を示す「3号」「3号未」の表示は、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。

黒色の文字表示について

表示	説明
納付	国民年金保険料を納めている月の表示です。国民年金保険料の納付について一部若しくは全部が免除となった場合で、その後免除された保険料を追納した場合についても「納付」と表示されます。
3号 <注>	第3号被保険者(厚生年金や共済組合等に参加している方に扶養されている方)である月の表示です。
/	20歳未満または60歳以上の期間若しくは他制度(厚生年金・船員保険)に参加した月の表示です。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

3 加入制度ごとの記録(国民年金)

＜免除記録の表示について＞

※以下の画面はイメージです。

年度	年齢	月別納付状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和60年度	57歳	全免	全免	全免	全免	/	/	/	/	/	/	/	/
平成20年度	35歳	/	全免	全免	半免	半未	/	/	/	/	/	/	/
平成21年度	36歳	/	/	/	/	/	/	/	/	1/4免	1/4免	1/4未	1/4未
平成20年度	35歳	半免	半免	半未	/	/	/	/	/	3/4免	3/4免	3/4未	3/4未
平成21年度	36歳	/	/	/	1/4免	1/4免	1/4未	/	/	/	/	/	/

年度	年齢	月別納付状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	21歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	学特	学特	学特	学特
平成20年度	35歳	1/4免	1/4免	1/4未	/	/	/	/	/	3/4免	3/4免	3/4未	3/4未

以下は、国民年金保険料の納付が免除された月の表示です。

画面の表示	保険料の 納付が 免除される 割合	保険料の 納付が 必要な 割合	年金額への反映受給(※3) (保険料を納付した場合との比較)		今後の追納の 可否(※4)
			平成21年3月 以前の月	平成21年4月 以降の月(※3)	
全免(赤色)	1/1	0	1/3	1/2	追納不可
全免(茶色)	1/1	0			追納可能
1/4免(赤色)(※5)	1/4	3/4	5/6	7/8	追納不可
1/4免(茶色)(※5)	1/4	3/4			追納可能
半免(赤色)(※5)	1/2	1/2	2/3	3/4	追納不可
半免(茶色)(※5)	1/2	1/2			追納可能
3/4免(赤色)(※5)	3/4	1/4	1/2	5/8	追納不可
3/4免(茶色)(※5)	3/4	1/4			追納可能
学特(赤色)(※6)	1/1	0	0	0	追納不可
学特(茶色)(※6)	1/1	0			追納可能

以下は、国民年金保険料が未納として取り扱われる月の表示です。

画面の表示	保険料の納付が 免除される割合	保険料の納付が 必要な割合	今後の納付 の可否(※1)
1/4未(赤色)(※2)	1/4	3/4	納付不可
1/4未(茶色)(※2)	1/4	3/4	納付可能
半未(赤色)(※2)	1/2	1/2	納付不可
半未(茶色)(※2)	1/2	1/2	納付可能
3/4未(赤色)(※2)	3/4	1/4	納付不可
3/4未(茶色)(※2)	3/4	1/4	納付可能

※1 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により保険料は納付できなくなります。

※2 「半未」・「3/4未」・「1/4未」とは、免除されていない残りの保険料が納付されていない場合です。未納として取り扱われる月であるため、将来お受けになる年金額には反映されない月となります。

※3 法律改正等により変わる場合があります。

※4 免除された保険料は追納することにより、将来お受けになる年金を増やすことができます。追納可能期間は10年間です。

※5 「半免」・「3/4免」・「1/4免」とは、免除されていない残りの保険料が納付されている場合です。

※6 「学特」とは、学生や30歳未満の方が保険料の納付猶予を受けた月です。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

4 加入制度ごとの記録(厚生年金・船員保険)

厚生年金

※以下の画面はイメージです。

① 就職年月 退職年月	② お勤め先の会社名称	③ 標準報酬月額変更・ 標準賞与年月	④ 厚生年金基金	標準報酬月額・ 標準賞与額
自:昭和50年4月 至:昭和51年9月	〇〇株式会社	昭和50年4月	---	118,000円
		昭和51年8月	---	118,000円
		昭和51年10月	---	110,000円
		■		
		■		
		■		
		平成21年10月	基金加入	150,000円
		平成21年12月	---	賞45,000円
		平成22年11月	基金加入	110,000円

①お勤め先の会社名称(船舶所有者名称)について

勤務されていた会社(事業所)名・船舶所有者名を表示します。
なお、一部「厚生年金保険」もしくは「船員保険」と表示される場合がありますが、年金記録はきちんと管理されております。

②標準報酬月額変更・標準賞与年月

厚生年金・船員保険に加入した月の標準報酬月額とその後標準報酬月額に変更があった場合、または賞与の支払いがあった場合にその年月を表示します。

③厚生年金基金

厚生年金基金に加入している月の場合、「基金加入」と表示されます。

④-1 標準報酬月額

標準報酬月額を表示します。標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときその計算の基とするため、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

④-2 標準賞与額

賞与の支払いがあった場合に、「賞〇〇,〇〇〇円」と表示されます。

※ 平成15年4月から、賞与からも(厚生年金保険の毎月の保険料と同率の)保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっております。保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

※ 平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない(標準賞与にはならない)ため、賞与の額は記載しておりません。

船員保険

① 乗船年月 下船年月	② お勤め先の船舶所有者名称	③ 標準報酬月額変更・ 標準賞与年月	④ 標準報酬月額・ 標準賞与額
自:昭和51年9月 至:昭和52年4月	〇〇水産	昭和51年9月	118,000円
		昭和51年10月	118,000円

「ねんきんネット」による年金記録の見方

5 加入期間の情報

加入期間の情報		※以下の画面はイメージです。	
国民年金		厚生年金	
第1号被保険者(a)	加入月数	加入期間(c)	
納付済月数	4分の3免除月数	船員保険	
全額免除月数		加入月数	
半額免除月数		加入期間(d)	
4分の1免除月数		共済組合等	
学生納付特例等月数	第3号被保険者(b)	加入月数(e)	
第3号被保険者月数	合計期間 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)		
納付月数合計(a) + (b)			
未納月数			
加入月数			

厚生年金・船員保険について

表 示	説 明
加入月数	厚生年金または船員保険に加入した月を表します。
加入期間	基本的には加入月数と同じですが、坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

共済組合等について

表 示	説 明
加入月数	共済組合等から情報提供されている加入月数を表示しています。(共済加入記録の確認が終了していないため、加入月数が正しく表示されない場合があります。)

国民年金について

表 示	説 明
納付済月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「納付」と表示されている月数の合計です。 ※ 更新日以後の月について保険料を前納された場合、その月数も含まれます。
全額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「全免」(赤色)もしくは「全免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の3免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「3/4免」(赤色)もしくは「3/4免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
半額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「半免」(赤色)もしくは「半免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の1免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「1/4免」(赤色)もしくは「1/4免」(茶色)と表示されている月数の合計です。
学生納付特例等月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「学特」(赤色)もしくは「学特」(茶色)と表示されている月数の合計です。
第3号被保険者月数<注>	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「3号」と表示されている月数の合計です。
未納月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において次の表示がされている月数の合計です。 「未納」(赤色)・「納可」(茶色)・「3/4未」(赤色)・「3/4未」(茶色)・「半未」(赤色)・「半未」(茶色)・「1/4未」(赤色)・「1/4未」(茶色)・「3号未」
加入月数	国民年金に加入している月数です。(未納期間も含まれます。)

<注>第3号被保険者月数について

第3号被保険者月数の表示は、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。

「ねんきんネット」による年金記録の見方

6 年金額試算の情報

(50歳以上の方)

※以下の画面はイメージです。

2-1 老齢年金の見込額の情報			
年金を 受けられる年齢	*****歳		
	60歳		65歳
	*****円		
年金の種類と 年金額 (見込額)	基礎年金		
	老齢基礎年金		
	360,000円		
年金の種類と 年金額 (見込額)	厚生年金		
	特別支給の 老齢厚生年金 (報酬比例部分)		
	*****円		
年金の種類と 年金額 (見込額)	特別支給の 老齢厚生年金 (定額部分)		
	2,400,000円		
	60,000円		
年金の種類と 年金額 (見込額)	経過的加算部分		
	2,412,000円		
	60,000円		
年金額 (見込額)		*****円	2,832,000円

(50歳未満の方)

あなたの年金額試算		
以下の年金額試算の情報は、平成26年8月17日時点の年金記録に基づき作成されております。		
これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報		
(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金	(年額)	363,000円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金	(年額)	152,000円
(3) これまでの加入実績に応じた老齢年金 【(1)老齢基礎年金+(2)老齢厚生年金】	(年額)	515,000円
上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 10,300,000 円になります。		

・年金額試算の情報について

○ 「年金額試算の情報」の記載内容は、「ねんきん定期便」でお知らせした情報を表示しております。「ねんきん定期便」は一年に一度、誕生月の前々月時点の年金加入記録に基づき作成されますので、「各月の年金記録」・「加入制度ごとの記録」・「加入期間の情報」とは作成時点が異なります。

○ 50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態を60歳まで延長し老齢年金の見込額を算出しております。

○ 50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績により試算した老齢年金額を算出しています。

※ 実際に老齢年金を受給する為には、原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。

※ この試算は「ねんきん定期便」作成時の加入実績に基づいて算出されており、今後の納付により試算額は変わります。

・年金額試算の情報が出力されていない方

50歳以上の方は、国民年金、厚生年金及び船員保険の年金加入期間(保険料納付済期間)が25年以上ある場合に出力されます。合算対象期間(いわゆるカラ期間)や共済組合等の加入期間を算入しなければ25年に満たない場合は、出力されません。また、被保険者記録に不備がある場合なども出力されませんので、年金額試算をご希望の方は年金事務所にお越しいただきますよう、お願いします。

よくある質問

<問>

昭和50年6月に結婚しました。サラリーマンの妻だった期間は、国民年金に加入しているはずなのに、昭和61年4月からしか国民年金の加入記録がありません。どうしてですか。

<回答>

国民年金第3号の制度は昭和61年4月から始まりました。

昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。(任意加入をしていなくても、「カラ期間」として年金の受給資格期間に含めることができます。)

<問>

昭和35年10月から昭和36年3月までの期間が「未加入」となっています。どうしてですか。

<回答>

国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料は昭和36年4月から納付いただいております。このため、昭和36年3月以前の期間につきましては、「未加」と表示しています。

<問>

厚生年金基金に加入していましたが、厚生年金加入記録に基金加入期間が記載されていません。どうしてですか。

<回答>

厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上されました。

厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

<問>

最近、国民年金の加入手続きを行いました。年金記録に表示されていません。どうしてですか。

<回答>

「ねんきんネット」でお知らせする年金記録は、更新年月日の前日までに処理されている情報を基に表示されます。
最新の記録を確認されたい場合には、年金事務所でご確認ください。

<問>

「年金記録の備考情報」に「脱退手当金」の表示があるのですが、これは何ですか。

<回答>

「脱退手当金」の表示があった場合は、過去に「脱退手当金」の支給を受けており、その支給のもとになった期間を表します。
「脱退手当金」を受けた期間は、年金額の計算には含まれません。

※ 脱退手当金とは昭和61年3月以前の厚生年金保険法では、昭和16年4月1日以前に生まれた方で、60歳以降に年金を受けることができない方や、昭和53年5月以前に会社を退職した女性が受けることができた一時金です。

<問>

記載されている記録と、自分が記憶している勤務期間等が相違しているが、どうしたらいいですか。

<回答>

記録の確認を行いますので、お近くの年金事務所にお越しいただくか、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

なお、共済組合等の加入記録については、記録の確認中のため、確認が終了するまでお持ちください。